

山縣市建設工事検査要領

平成 15 年 4 月 1 日
決 定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項及び山縣市契約規則（平成 15 年山縣市規則第 44 号。以下「契約規則」という。）の規定に基づき、市が行う請負契約による工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事。以下「工事」という。）の検査の厳正かつ的確な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めることによる。

- (1) 検査 検査職員が工事請負契約に基づく給付のための完了検査（給付の完了前において行う工事の完成部分の確認を含む。）及び履行途中において契約の適正な履行を確保するために行う確認行為をいう。
- (2) 検査権者・監督権者 山縣市事務決裁規程（平成 15 年山縣市訓令甲第 6 号）第 7 条に規定する者をいう。
- (3) 検査職員 検査権者から工事の検査の執行を命ぜられた者をいう。
- (4) 監督職員 監督権者から工事の監督の執行を命ぜられた者をいう。
- (5) 受注者 工事の請負契約を締結した契約の相手方をいう。
- (6) 設計図書 工事請負契約約款（以下「約款」という）第 1 条第 1 項に定める設計図書をいう。

(検査の方法)

第 3 条 検査は、工事の出来形を対象として工事請負契約書（以下「契約書」という。）、設計図書及び山縣市建設工事検査基準等に基づいて行うものとする。

(検査の種類)

第 4 条 工事の検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 完成検査 工事の全部又は一部（設計図書において指定したものに限る。）が完成した場合に行う検査

(2) 出来形検査

ア 工事の完成前に、工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等に確保した製品（監督職員検査（確認を含む。以下この号において同じ。）を要するものにあつては検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定したものに限る。）の部分に対し、代価の一部を支払う場合に行う検査

イ 契約を解除した場合の出来形部分の検査

(3) 中間検査 工事の履行途中において検査権者が必要と認める場合に行う検査

(検査の期日)

第5条 検査は、約款の規定により完成届（岐阜県建設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。第27号様式）又は出来形届書（共通仕様書第25号様式）を受けた日から14日以内に行わなければならない。ただし、検査は、契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。

(兼務の禁止)

第6条 検査職員は、次の各号に掲げる場合を除いて工事の監督職員を兼ねることはできない。

(1) 維持修繕に関する工事で、施工後直ちに検査を行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な工事の検査

(2) 検査を行うために特別の技術を要するため監督職員以外の職員により行うことが著しく困難な工事の検査

(検査の日時等の通知)

第7条 検査職員は、検査を実施しようとするときは、受注者に対して、あらかじめ検査の日時等必要な事項を通知（工検様式1号）及び協議書を提出するものとする。

(検査員の選定)

第8条 検査権者は、毎年度当初に検査職員を原則として職位上の職名が係長以上である職員のうちからあらかじめ選定する。

(検査職員の任命)

第9条 検査職員の任命は、前条の職員のうちから検査ごとに命令書（工検様式2号）により行う。

- 2 検査権者は、必要があると認めるときは2名以上の検査員を任命することができる。この場合において、検査権者は、それぞれの検査職員の権限の内容を明らかにしなければならない。
- 3 検査権者は、第6条各号に掲げる場合、請負契約に関する事前決裁書において氏名を明記して検査職員を任命するものとする。ただし、検査職員に異動があったときは、指定変更するものとする。
- 4 検査権者は、工事に係る検査職員を所属内において指定することが困難なときは、他所属長の同意を得て、その所属の職員を検査職員として任命することができる。

(検査職員の職務、権限)

第10条 検査職員は、検査に先立って工事の施工管理記録、指示事項等を確認しなければならない。

- 2 検査職員は、検査を行うに当たり必要と認めるときは、受注者に工事の一部を破壊させることができるほか、書類及び資料の提出又は事実の説明を求めることができる。
- 3 検査職員は、完成検査において出来形検査又は中間検査において確認した部分についても必要と認める場合は検査を行うことができる。
- 4 検査職員は、検査の結果その給付が契約内容に適合するときは合格を、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。ただし、軽微な措置で足りるものについては、検査結果指示書（工検様式3号）で指示し、監督権者の軽微な修補完了確認報告書（工検様式4号）により確認するものとする。
- 5 検査職員は、不合格の判定をした場合で、修補によりその給付が契約内容に適合すると見込まれた場合には、修補の命令（工検様式5号）をしなければならない。

(立会人等)

第11条 検査職員は、検査を実施しようとするときは、工事の監督職員、受注者又は現場代理人その他必要と認められる関係者を立ち会わせるものとする。

(検査の準備)

第12条 監督職員は、検査に際し、次に掲げるものを準備しておくものとする。

- (1) 契約書、設計図書、施工管理記録その他契約履行の記録等検査に必要な書類

(2) 工事現場に必要な測点、基準点その他必要な事項の指示

(3) 検査に必要な用具及び人員

(4) その他検査職員があらかじめ指示した事項

(検査結果の通知、報告)

第13条 検査終了後、検査権者に報告し、速やかに工事の検査結果を受注者に対して通知（工検様式6号）しなければならない。

2 検査権者は、検査結果が不合格のときは、工事を所管する関係課長に報告するものとする。

(再検査)

第14条 検査職員は、受注者から修補改造完了届（工検様式7号）を受けたときは再検査をしなければならない。

2 再検査は、第3条から第13条までの規定を準用する。

(検査調書の作成)

第15条 検査員は、検査を終了したときは、検査調書（契約規則第38条様式）を作成しなければならない。

(工事成績評定)

第16条 検査職員は、検査を終了したときは、別に定める山県市建設工事成績評定要領（平成22年4月1日決定）に基づき工事評定をするものとする。

(検査の委託)

第17条 特に専門的な知識又は技能を必要とするものその他必要と認められる場合は、市の職員以外の者に検査を委託することができる。

(適用除外)

第18条 設計金額が130万円未満の工事は、この要領によらないことができる。

(補則)

第19条 この要領に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、検査権者が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

工検様式1号

年 月 日

受 注 者

様

山県市長

(公印省略)

完 成
工 事 出 来 形 検 査 通 知 書
中 間

このことについて、下記により検査を実施するので通知します。

記

仕 様 書 番 号	第	号
工 事 名		工 事
検 査 日	年 月 日	
検 査 員		

- (注) 次の事項が履行されない場合は、検査を中止することがある。
- (1) 受注者又は現場代理人及び(主任)技術者の立会い
 - (2) 当該工事関係書類の整備
 - (3) 検査用具及び労務等の提供

工検様式2号

年 月 日

検査職員

様

山県市長

検 査 命 令 書

下記の工事の検査員を命じます。

記

工 事 番 号 第 号

工 事 名 工 事

受 注 者 名

工検様式3号

檢 查 結 果 指 示 書

年 月 日

受注者

様

検査職員

年 月 日 検査の結果給付内容が不完全ですから指示します。

[illegible]

工事所管課長 様

上記の通り受注者に指示したので、完了確認検査をお願いいたします。
なお、確認検査後は、別添「軽微な修補完了確認報告書」により報告願います。

山 県 市 長 様

工事所管課長
課長

軽微な修補完了確認報告書

このことについて、下記のとおり確認しました。

記

1 仕様書番号	第	号	
2 工 事 名			工事
3 工事場所	山 県 市		地内
4 受 注 者 名			
5 修 補 期 限		年 月 日	
6 修補完了年月日		年 月 日	
7 修補検査年月日		年 月 日	
8 確認検査者名	職 名	氏 名	

(注)修補前後の写真を添付すること。

工検様式5号

修 補 改 造 命 令 書

仕 様 書 番 号	第 号
工 事 名	工 事
工 事 場 所	山 県 市 地 内
修 補 改 善 事 項	
修補改造期限	

- (注) 1 修補改造工事が完了したときは、修補改造完了届(工検様式7号)を提出し、検査を受けること。
2 修補完了届には工事写真(修補前、破壊後、修補中、同完成)を添付すること。

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

受 注 者 様

山 県 市 長
(公印省略)

下記工事の 完 成
出 来 形 検査結果について、通知します。
中 間

仕 様 書 番 号	第	号
工 事 名	工事	
工 事 場 所	山県市	地内
立会人職氏名 市 側 受注者側		
検 査 日	年 月 日	
検 査 職 員		
検 査 結 果		
不完全な給付内容		

工検様式7号

修 補 改 造 完 了 届

年 月 日

工事所管課の長

受注者 住所
氏名

このことについて、修補改造を完了しました。

記

- 1 仕 様 書 番 号 第 号
- 2 工 事 名 工事
- 3 工 事 場 所 山 県 市 地 内
- 4 契 約 金 額 円
- 5 修 補 改 造 期 限 年 月 日
- 6 修補改造完了年月日 年 月 日
- 7 修 補 改 造 の 内 容

検 査 調 書

市長	副市長	課長	係総括	係	担当	工事検査室長
専 決						

仕 様 書 番 号	第 号				
件 名	工 事				
場 所	山 県 市 地 内				
契 約 金 額		契 約 年 月 日	年 月 日		
変 更 後 金 額		変 更 契 約 年 月 日	年 月 日		
契約の相手方	住所	期 間 又 は 期 限	契 約 締 結 の 日 年 月 日		
	名称	変 更 後 期 限			
		完 成 届 年 月 日	年 月 日		
		出 来 形 届 年 月 日			
下 請 人	別紙工事成績報告書のとおり	中 間 検 査 年 月 日			
		完 了 年 月 日			
		検 査 日	年 月 日		
請負側立会人	職・氏名	検 査 区 分	完成		
	職・氏名 職・氏名 職・氏名	監 督 員	総括監督員 主任監督員 一般監督員		
検 査 結 果	合格 不合格 (〇〇%の出来形を確認しました。)				

上記のとおり検査しましたので、復命します。

なお、別紙(案)のとおり、請負業者宛にて検査結果を通知します。

年 月 日

検査職員氏名

印

前払金・部分払等のある場合

支 払 済 額	
今 回 支 払 額	
残 額	

工事完成 出来形 検査結果一覧表

仕様書番号: 第 号

工事名: _____ 工事 _____

[illegible]

(注) 検査内容欄は、基準高、厚さ、幅、法長などを記入すること。